

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月10日

静岡県知事 川勝 平太 殿

提出者

住所 名古屋市西区則武新町三丁目1番17号

氏名 旭化成ホームズ株式会社

中部営業本部長 柳本 英志

電話番号 052-951-7531

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭化成ホームズ株式会社 中部営業本部 (静岡・浜松支店)
事業場の所在地	静岡県静岡市駿河区南町18-1 サウスポット静岡6F (静岡支店) 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー23F (浜松支店)
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業 (総合工事業)
② 事業の規模	元請完成工事高 770,500 (万円)
③ 従業員数	560名 (正社員522名、それ以外38名)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">解体工事：現場分別⇒収集運搬(委託) ⇒中間処分場もしくは最終処分場(処分委託) (別紙2：産業廃棄物の発生種類と処理方法 参照)新築工事：新築ゼロエミッション (広域認定) による自社処理の実施 (別紙2：新築産廃 ゼロエミッション 参照)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2：■旭化成ホームズ 建設廃棄物処理管理体制を参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	別紙1のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
新築産廃：部材拾いの精度を向上し、現場に余剰材を持ち込まない。 床養生材をリユース可能な部材に変更。 事業場ごとの産廃排出量を測定・記録することで部材設定や工法の改善に生かす。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	別紙1のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)		
新築産廃：事業場ごとの廃棄物の重量測定を行いフィードバックすることで部材拾い出しの精度向上と現場施工時の余剰材発生量を抑制する。			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	解体系産廃： コンクリートがら、アスコンがら、ガラス陶磁器くず、がれき類、廃プラ、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず 廃石膏ボード、混合（安定）、混合（管理）、石綿含有産業廃棄物の13分別とする現場分別の実施。 新築系産業廃棄物： 現場25分別を実施し、その後自社資源循環センターで約70分別。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	上記活動の継続実施。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙1のとおり	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙1のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙1のとおり	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙1のとおり	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙1のとおり	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙1のとおり	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙1のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙1のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	別紙1のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙1のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙1のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙1のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙1のとおり	t
	(これまでに実施した取組)		
解体産廃：解体現場分別の推進。 処分委託先の定期視察の実施。			
新築産廃：建築現場での余剰材の発生抑制と 現場25分別の徹底によるゼロエミッションの推進。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	別紙1のとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙1のとおり	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙1のとおり	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙1のとおり	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙1のとおり	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>解体産廃：現場分別の推進。 処分委託先の視察の継続。</p> <p>新築産廃：現場での産廃発生量の削減をはかる。 現場・資源循環センターともに分別の精度を向上させ、 再生利用業者への委託割合を向上させる。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

■産業廃棄物の発生種類と処理方法

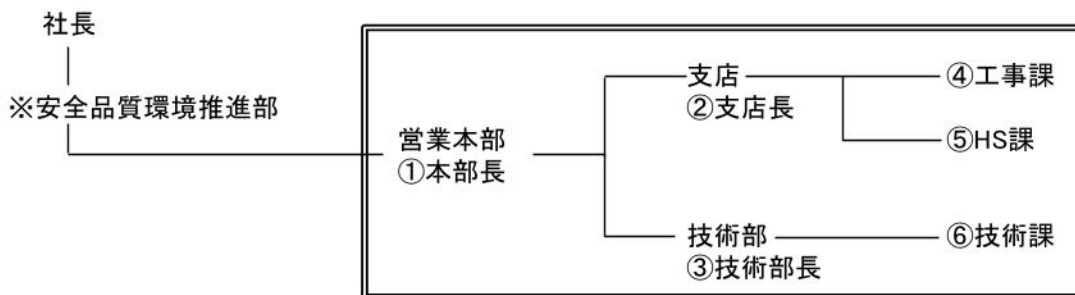
・新築廃棄物：現場25分別 → 広域認定による運搬

→ 自社資源循環センターで選別後再生委託・再資源化 ※詳細は次項

・解体廃棄物：下記表のとおり

がれき類	破砕⇒再生利用
木くず	破砕⇒再生利用
紙くず	再利用
繊維くず	破砕⇒再生利用、サーマル
金属くず	切断⇒再利用
ガラス・陶磁器くず	破砕⇒再生利用(一部埋立)
廃プラスチック	破砕⇒再生利用、サーマル(一部埋立)
廃石膏ボード	再生利用
コンクリートがら	破砕⇒再生利用
アスコンがら	破砕⇒再生利用
石綿含有産業廃棄物	安定型埋立

■旭化成ホームズ 建設廃棄物処理管理体制



・本社制定の基本方針と社内ルール(建設廃棄物処理管理制度等)に基づき各営業本部にて産業廃棄物の発生抑制と適正処理を行う。

- ① 営業本部長 : 本部方針の策定と統括管理
- ② 支店長 : 本部方針に基づき支店を統括管理
- ③ 技術部長 : 本部内の廃棄物対策における技術的事項、適正処理の統括管理
- ④ 工事課 : 施工現場廃棄物の適正処理のため指導・監督
- ⑤ HS課 : アフターメンテナンス部門廃棄物の適正処理のため指導・監督
- ⑥ 技術課 : 営業本部の廃棄物の適正処理及び排出抑制による減量化を実現する

※安全品質環境推進部 : 本社の建設廃棄物に関する基本方針を策定する。
適正処理及び排出抑制による減量化に関し営業本部を指導する。
営業本部に対して、「環境業務確認会」を実施し評価・指導する。

■新築産業廃ゼロエミッション

当社では3Rの概念に基づき資材の省梱包化、リターナブル化、部材のプレカット化などにより、現場で発生する産業廃棄物の削減に取り組んできました。これらにより、新築現場にて発生する廃棄物は減少し一定の成果が確認できました。しかし、建築に使用される部材は多岐に亘るため、全ての部材の梱包材を変更することやプレ加工は現実的とは言えず発生量の削減には限界がありました。

また「廃棄物の処理と清掃に関する法律」には、産業廃棄物は排出事業者自ら処理することが原則であることが規定されていますが、従来の外部業者への委託型のリサイクルスタイルでは、十分なリサイクルの実施が困難であるばかりか、処理情報のトレーサビリティの確保の点でも課題がありました。

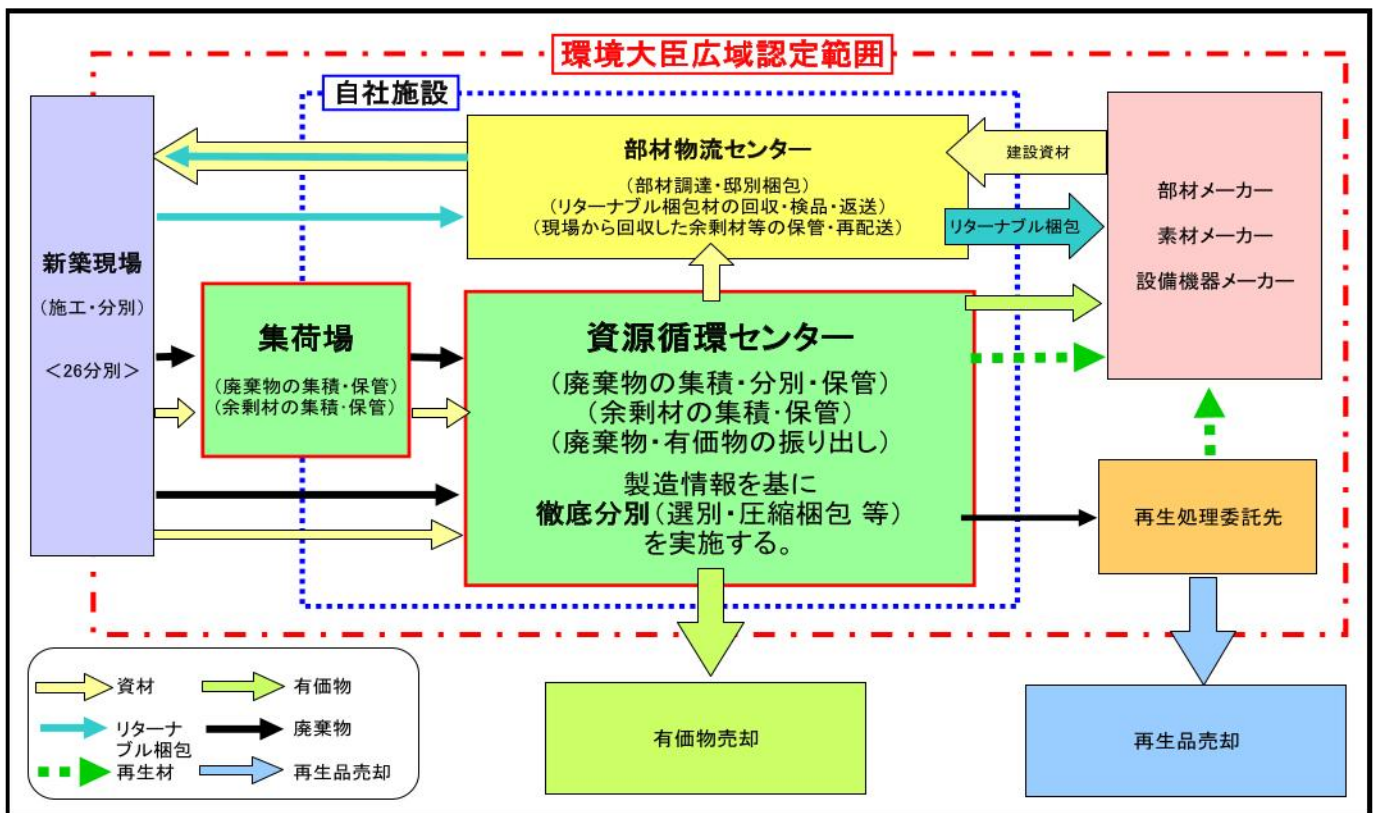
そこで、当社では自社施設(資源循環センター)を設置し、新築現場で発生する廃棄物を全て自ら再資源化するために「広域認定制度」を利用した高度リサイクルシステム(新築産業廃棄物ゼロエミッション)を構築するに至りました。

※広域認定制度(弊社は平成19年12月17日認定 第132号)

製品が廃棄物となったものであって、廃棄物処理を製品の製造、加工、または販売等の事業を行うものが広域的に行うことにより、減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である値王公共団体等の許可を不要とする特例制度

当社は広域認定制度を利用することで、当社が製造又は製造委託した住宅部材を、効率的に当社のリサイクル施設(資源循環センター)に集約することにより、資材の現場配送便の活用など動脈物流との一体化を図ることによる、CO2排出の少ない産業廃棄物運搬回収システムを構築しています。

新築ゼロエミッション全体工程図



当社が規定する新築産業廃棄物ゼロエミッションとは「埋め立て・単純焼却を行わずトレーサビリティが確保できた建設廃材の再資源化を行うこと」を意味しており、限られた資源を全て有効に活用し、再資源化を図ることで循環型の社会形成に寄与し、地球環境保全、温暖化の抑制に貢献することを目的としています。

現場で25品目に分別した廃棄物を、資源循環センター(エリアによっては集荷場経由で)に持込み、さらに徹底分別(約70種)することで全てをリサイクルしていく仕組みです。

又、平成23年度からは、新築現場から発生する廃棄物を限りなく少なくする活動として、①必要量しか持ち込まない、持ち込んだ材は徹底して使う。②未使用材・使用可能材は次の現場で使う。③施工に使用する治具や養生材はリユース(使い廻)しの徹底する。といった活動で、現状の発生量から1トンを削減する目標を掲げた「AHS1活動」を展開中しています。